

逗子市介護保険条例の一部改正について

1 提案理由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行による介護保険法の改正により、消費税による公費を投入して低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みを設け、平成27年4月から一部実施を行っているところであるが、令和元年度は令和元年10月の消費税率10%の引き上げに合わせて年度途中から保険料の軽減強化を行ったところを、令和2年度は年度当初の4月から保険料軽減率を適用させるため、逗子市介護保険条例の一部を改正するもの。

2 主な改正点

低所得者の保険料の軽減強化を目的として、第1号被保険者の第1段階から第3段階までの保険料の軽減率については令和元年度10月から半年間のみ適用していたところを、令和2年度については4月から1年間適用するもの。

第7期保険料段階	算 定 基 準	令和2年度保険料 (令和元年度保険料)
第 1 段 階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下の方	20,916 円 (26,148 円)
第 2 段 階	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円を超え、120万円以下の方	31,380 円 (40,092 円)
第 3 段 階	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と所得の合計金額が年間120万円を超える方	48,804 円 (50,556 円)

逗子市介護保険条例(平成12年条例第8号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(保険料率) 第7条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める額とする。 (略) 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、26,148円とする。 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までに各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「26,148円」とあるのは「40,092円」と読み替えるものとする。 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「26,148円」とあるのは「50,556円」と読み替えるものとする。	(保険料率) 第7条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める額とする。 (略) 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度 における保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,916円とする。 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度 における保険料率について準用する。この場合において、前項中「20,916円」とあるのは「31,380円」と読み替えるものとする。 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度 における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「20,916円」とあるのは「48,804円」と読み替えるものとする。

第7期高齢者保健福祉計画期間 所得段階別介護保険料

区 分	第7期(2018～2020)				
	段階	計 算 方 法	保 険 料	保 険 者 数	
生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税者で老齢福祉年金受給者	1	基準額×0.50 【基準額×0.45】 (基準額×0.45+ 基準額×0.30)/2 《基準額×0.30》	34,860円 【31,380円】 (26,148円) 《20,916円》	2,807人	
世帯全員が市民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下の者					
世帯全員が市民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円を超え120万円以下の者	2	基準額×0.70 (基準額×0.70+ 基準額×0.45)/2 《基準額×0.45》	48,804円 (40,092円) 《31,380円》	936人	
世帯全員が市民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間120万円を超える者	3	基準額×0.75 (基準額×0.75+ 基準額×0.70)/2 《基準額×0.70》	52,296円 (50,556円) 《48,804円》	936人	
世帯内に市民税課税者があり、本人が市民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下の者	4	基準額×0.90	62,748円	2,995人	
世帯内に市民税課税者があり、本人が市民税非課税者で上記以外の者	5	基準額	69,720円	2,246人	
本人が市民税課税者で合計所得金額が年間125万円未満の者	6	基準額×1.20	83,664円	1,872人	
本人が市民税課税者で合計所得金額が年間125万円以上200万円未満の者	7	基準額×1.30	90,636円	2,808人	
本人が市民税課税者で合計所得金額が年間200万円以上300万円未満の者	8	基準額×1.55	108,072円	1,872人	
本人が市民税課税者で合計所得金額が年間300万円以上500万円未満の者	9	基準額×1.80	125,496円	1,310人	
本人が市民税課税者で合計所得金額が年間500万円以上800万円未満の者	10	基準額×2.00	139,440円	374人	
本人が市民税課税者で合計所得金額が年間800万円以上1,100万円未満の者	11	基準額×2.30	160,356円	187人	
本人が市民税課税者で合計所得金額が年間1,100万円以上1,500万円未満の者	12	基準額×2.60	181,272円	187人	
本人が市民税課税者で合計所得金額が年間1,500万円以上の者	13	基準額×2.80	195,216円	187人	
・【 】内の数値は、平成30年度末まで消費税率(8%)に伴う低所得者負担割合の低減強化策 ・()内の数値は、令和元年10月の年度途中から消費税率(10%)改正に伴う低所得者負担割合の低減強化策 ・《 》内の数値は、令和2年4月の年度当初から消費税率(10%)適用に伴う低所得者負担割合の低減強化策				計画策定時平成30年度見込人数	18,717人

消費税率改定に伴う、国の低所得者負担割合の低減強化策による保険料の額

段階/年度・保険料	通常保険料率	平成 30 年度 (消費税率 8 %)	令和元年度 (消費税率~9 月 8% 10 月~10%)	令和 2 年度 (消費税率 10%)
第 1 段階	(基準額×0.5) 34,860 円	(基準額×0.45) 31,380 円	(~9 月 基準額×0.45)+(10 月~ 基準額×0.30) 26,148 円	(基準額×0.30) 20,916 円
第 2 段階	(基準額×0.70) 48,804 円	(基準額×0.70) 48,804 円	(~9 月 基準額×0.70)+(10 月~ 基準額×0.45) 40,092 円	(基準額×0.45) 31,380 円
第 3 段階	(基準額×0.75) 52,296 円	(基準額×0.75) 52,296 円	(~9 月 基準額×0.75)+(10 月~ 基準額×0.70) 50,556 円	(基準額×0.70) 48,804 円

※基準額 69,720円/年(第5段階)